

採用しても採用しても、辞めていく ～客室乗務員の実態

日本航空キャビンクルーユニオン（CCU） 副委員長 前田 環

客室乗務員の業務

私たちの業務は、航空法に定められた保安業務を行いつつ、富士山6合目と同等の気圧の中、極端に乾燥している機内にて、傾斜3度の機内を平均50キロ前後の食事カートを運搬しながら笑顔で接客します。さらに、火災を起こさないように機内パトロール、一旦発火すれば消火に当たり、病人が出れば看護を、泣く子があれば保育士のように対応し、暴れる旅客があれば機内秩序保全を機長に代行して行い、飛行機が緊急事態に陥った場合は、旅客の命を第1に安全誘導する業務が客室乗務員には求められています。また昨今は生産性向上の一環として機内販売の競争も追及させられています。

賃金ダウン率1位

厚生労働省が発行する2012年版労働白書には賃金ダウン率1位は客室乗務員職とあります。この年は新規国内LCC（格安航空会社）3社が運航を開始し、LCC元年と言われました。LCCでは客室乗務員は契約制での採用が殆どです。その賃金は時給1000円～1300円前後。年収200万円台、3年の契約満了という会社もあります。その中でANAは客室乗務員採用を正社員化しましたが、その基本賃金は約18万円台からのスタートと言われています。平均年収も90年代初め700万円程度だったものが'13年3月末時点で約449万円に低下しています。一方、JALの平均年収は'12年から26%減の459万円になっています。若いCAには「食費をセーブするために日本から持ってきたパンなどの食品を食べて過ごし



CCU第9期定期大会（9月11日）5カ月分のコスト削減
ました」というものもいます。

JALの客室乗務員の稼働実績は'07年比較で毎月9.6時間増になり、これを年間に置き換えると115.2時間の増加、'07年の月平均で割ると1.8カ月分になります。'07年と'12年を比較すると'07年当時の8.8カ月分の賃金で、13.8カ月分働いたこととなります。実に5カ月分のコスト削減となる結果です。

厳しい稼働状況

JALにおける客室乗務時間制限の変遷表

	1993年 まで	1993年	2006年 (JJ統合)	2008年～
1か月	80時間	85時間	90時間	95時間
1年	840時間	900時間	960時間	990時間

毎月の乗務時間制限は、JALが95時間、ANAは100時間です。上記表に見られる様に、近年各社は乗務時間制限を上げてきました。それに合わせて稼働効率も上げる施策を実施し、それに伴い「勤務パターンが厳しい」との悲鳴が次々と上がっています。

たとえばANAのシンガポール0泊3日パターンです。深夜に日本を出発し翌朝シンガポールに到着。その日の深夜にシンガポールを出発して日本の早朝に到着という過酷なパターン。JALでは関空ロサンゼルス便が開設に合わせて、午前11時に羽田に出社させ伊丹まで飛行機で移動。伊丹・関空間はバスでの移動。乗務は午後5時開始、ロサンゼルス到着は日本時間の午前5時前後となります。ホテル到着は実に家を出てから24時間後となり、これまでにない長拘束時間となっています。また国内日帰り便の乗務した翌日に、国際線1泊3日や2泊4日勤務を連続させるなど稼働強化を行っています。

採用しても採用しても辞めて行く

JALでは解雇後2000人以上のCAを採用しました。しかし、キャビンクルーに憧れて入社しても身も心も疲れ果て、長く働き続けることが出来ず退職を選択する人が後を絶ちません。また、破たん時に、高経験者を一度に失い30%以上が3年未満の新人の職場になりました。経験の伝承があらゆる場面で失われ、カート転倒・ドアモード変更忘れ等の不安全事故が後を絶ちません。これに対しても、経営は抜本的な解決策を模索することなく、業務を行う際の注意喚起や訓練などで対応することに留まり「自己責任」に帰結させようとしています。そのことは安全対策に不可欠の不安全事故の共有に欠かせない事例発生報告をためらわせ、ひいては隠す風土を醸成しかねません。この状況は客乗の職場に留まらず、



団交の様子

全職場の実態です。まさに利用者・国民の安全を守る航空産業にとっては危機的な状況と言わなければなりません。これは、御巢鷹事故から30年の今年に、植木社長自らが第1四半期決算メッセージの中で、安全にかかわる重大インシデントに言及し「イレギュラー運航やヒューマンエラーによる不具合事例が既に年度の目標値を超過している。業改善命令が出された時を思い起し、高い安全意識を持ち一つ一つ丁寧な作業を常に意識して日々の業務にあたるように」と言及するに至ったことにも表れています。

経営陣を利益第一主義から脱却させ、安全を守る仕事に誇りと責任が持てる賃金アップと労働条件の改善は急務です。労働条件の改善と雇用の安定があってこそ、安全が守られることから、CCUは今後も労働組合として尽力していきますので、不当解雇撤回についても更なるご支援宜しくお願い致します。

(まえだ たまき：日本航空キャビンクルーユニオン 羽田事務所 TEL：03-5756-0888 Fax：03-5756-0886)